

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

短期利用（介護予防）居宅介護

小規模多機能ホームつむぎ郷 利用約款

（約款の目的）

第1条 指定小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護「小規模多機能ホームつむぎの郷」（以下「当事業所」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、その居宅において、又は当事業所に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供し、一方、利用者及び利用者を主に介護する者（以下「家族」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（利用登録日）

第2条 本約款は、利用者が小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護利用同意書を当事業所に提出し、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の初回サービス利用日をもって登録日となり効力を有します。但し、利用者の主介護者に変更があった場合は、新たな利用者の主介護者に同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、ご利用案内、個人情報の利用目的の改定が行われた場合には新たに同意を得ることとします。

（居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成・変更）

第3条 事業所の介護支援専門員は利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当します。

2 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成します。これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

3 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定します。

4 利用者の心身の状況、その置かれている環境の変化の把握を行うとともに、必要に応じ居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の変更を行います。

（利用料金）

第4条 利用者及び家族、連帯保証人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の対価として、サービス利用料金の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当事業所は、利用者及び家族が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び家族、連帯保証人は連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

- 3 当事業所は、利用者又は家族、連帯保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び家族、連帯保証人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(身分証携行義務)

第5条 事業所の職員のうち訪問サービスの提供にあたる者は、常に身分証を携帯し、初回訪問時、利用者や家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(記 録)

第6条 当事業所は、利用者の小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、家族、その他の代理人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第7条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は家族若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤生命・身体の保護のため必要な場合

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(記 録)

第8条 当事業所は、利用者の小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、家族、その他の代理人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第9条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の管理者がその様態及び時間、その際、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を利用票に記載することとします。

(虐待防止に関する事項)

第10条 当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする）を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図います。
- ②虐待防止のための指針の整備をいいます。
- ③従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- ④虐待防止に関する担当者を選定しています。
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（衛生管理等）

- 第 11 条 当事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- 2 当事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

（業務継続計画の策定等）

- 第 12 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3 当事業所は継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（運営推進会議）

- 第 13 条 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する地区を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね 2 ヶ月に 1 回、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。

（賠償責任）

- 第 14 条 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び家族、連帯保証人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

（緊急時の対応）

- 第 15 条 当事業所は小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合は主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- 2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び家族が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

- 第 16 条 当事業所は小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 前項のほか、当事業所は利用者の家族等利用者又は家族が指定する者及び市町村、利用者に係る居宅介護支援事業所等に速やかに連絡します。

(協力医療機関等)

第 18 条 当事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変、夜間における緊急時の対応等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておく。

(非常災害対策)

第 19 条 当事業所は非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

(利用者からの登録終了)

第 20 条 利用者及び家族は、当事業所に対し、登録終了の意思表示をすることにより、本約款に基づく小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の登録終了することができます。なお、この場合には利用者及び家族は、速やかに当事業所に連絡するものとします。

(当事業所からの登録終了)

第 21 条 当事業所は、利用者及び家族に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の登録終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ②利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を超えると判断された場合（看取り等）。また、医療機関に入院し、原則一定期間経過し退院の見込みがない場合
- ③利用者及び家族が、本約款に定める利用料金を 1 ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず 10 日間以内に支払われない場合。
- ④利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑤天災、災害、設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合。

(要望又は苦情等の申出)

第 22 条 利用者及び家族は、当事業所の小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供するに對しての要望又は苦情等について、当事業所担当者、市町村、国民健康保険団体連合会に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(併設施設等への入居)

第 23 条 当事業所は、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護を継続するよりも併設する介護老人保健施設いしがき太陽の里、その他の施設への入所等が行われる方が、利用者に対して適切な処遇が行われると認められる場合には、速やかにそれらの施設への入所等が行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めます。

(利用契約に定めのない事項)

第 24 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

(短期利用（介護予防）居宅介護)

第 25 条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用（介護予防）居宅介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用（介護予防）居宅介護は、当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。

[算定式]

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録数の数）÷当該事業所の登録定員（少数点第 1 位以下四捨五入）

- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ 7 日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等のやむを得ない事情がある場合は 14 日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用（介護予防）居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当該事業所の介護支援専門員が(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。